

意見 1 作業療法士の技能の向上の取り組みについて

(該当箇所: p.50、2020 年度重点活動項目、2. 作業療法士の技能の向上の取り組み)

1) 臨床実践報告書 についてご検討願いたい。

臨床実践報告書と事例登録の違いは、報告内容のリーゾニングに、評価結果からの臨床思考は含めても、学術的エビデンスの参照を示唆していない(参考文献の欄が無い)ところも1点としてあるかと思えます。

作業療法のコアカリキュラムには、臨床実習の教育の目標に、“リーゾニングが述べられる”が入ってきました。このリーゾニングの指導には、臨床思考のリーゾニングと学術的エビデンスをしっかりと述べられる認定作業療法士が今後必要になってくると考えます。

従って、臨床実践報告書にて認定作業療法士になられた方が、更に臨床実践報告書を他者に指導する際に、この能力も求められるものだという事を念頭に指導することが必要です。

ここで提案ですが、臨床実践報告書を指導する認定作業療法士は、事例登録を最低でも1事例した方に限れないでしょうか。

用紙に、認定作業療法士の署名の欄の横に、事例のナンバーを書き入れる欄を設けるだけで可能です。是非ともご検討の程、願ひ申し上げます。

2) 理事の認定作業療法士取得への配慮について

理事の方に認定作業療法士でない方がいらっしゃいます。もちろん理事立候補の資格に認定作業療法士である必要はないので、当たり前の事です。それで、良いかと思っているのですが、資格取得の推奨は行っていただきたいと思っています。

ただ、その理事の任務において、取得しづらい(研修参加が難しい、試験の受験が難しい)という事もあるかと思えます。

ぜひ、協会として配慮をしていただき、理事には作業療法士の代表として他の作業療法士へ道筋を示していただく存在になっていただきたいと願っております。